

(介護予防)認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人むつみ会
グループホームむつみ園

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人むつみ会
所在地	江東区深川2-14-12
電話番号	03-3642-4791
設立	1982年3月31日
代表者	理事長 日比野 正憲

2. 事業所の概要

名称	グループホームむつみ園
所在地	江東区深川2-14-9
電話番号	03-5809-8550
開設年月日	2024年6月1日
事業の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
介護保険事業所番号	1390800710
管理者氏名	米田 和豊

3. 建物の概要

①敷地及び建物

敷地	474.22㎡	
建物	構造	鉄骨造6階建て(内1階~2階)
	延床面積	1185.25㎡
	権利形態	所有権

②専用設備

設備の種類	設置数	面積
専用居室	18室	7.43~7.47㎡(全室個室)

③共同生活住居内の共用設備

設備の種類	設置数
居間・食堂	各ユニット1箇所
台所	各ユニット1箇所
浴室・脱衣室	各ユニット1箇所
トイレ	各ユニット3箇所

4. 職員体制の概要

職種	員数・職務内容等
管理者	1名（常勤） 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする。
計画作成担当者	事業所に1名以上配置 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
介護従事者	（日中の時間帯） 常勤換算方法で利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1名以上の配置とする（3：1）。 （夜間及び深夜の時間帯） ユニットごとに1名以上の配置とする。 介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービス提供にあたる。

5. 介護サービスの概要

介護サービス計画の作成	利用者の心身の状況や希望を踏まえ、利用者等との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
介護サービス等	（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき日常生活を営む上で必要な下記の介護サービス等を、内容を区分することなく、全体を包括して提供します。 ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助 ②日常生活上の世話や支援 ③日常生活の中での機能訓練 ④相談・援助

6. 利用料の概要

① 入居後に支払う費用（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

月額利用料	家賃：83,000円 食費：1,600円/日 水道光熱費：20,000円 共益費：20,000円 おやつ代：100円/日
その他の費用	実費相当分
介護保険料	介護保険料の自己負担分
加算・減算額等	料金表別紙参照

②退去時に支払う費用

契約終了後、サービス未提供で既に受領している利用料金と、未納金等その他の債務について清算を行います。また、必要によりハウスクリーニング費用及び修繕費用等実費分を請求いたします。

7. 協力医療機関

名称	医療法人社団晴正会 深川安江クリニック
診療科目	内科
所在地	東京都江東区2-14-11
電話番号	03-3642-2505

名称	中野駅南歯科クリニック
診療科目	歯科
所在地	東京都中野区中央4-60-3 銀座ルノアールビル1階
電話番号	03-6382-6480

8. 提携施設

名称	社会福祉法人むつみ会 特別養護老人ホームむつみ園
所在地	東京都江東区深川2-1-12
電話番号	03-3642-4791

9. 緊急時対応方法及び損害賠償

緊急時対応方法	<p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときには、従業者は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し、迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p>
損害賠償責任	<p>①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、入居契約書第19条の規定の定めにより損害賠償を行います。</p> <p>②事業者は、万一、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p>
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保

10. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	グループホームむつみ園 管理者 米田 和豊 TEL：03-5809-8550
外部苦情申し立て機関	東京都国民健康保険団体連合会 (介護相談指導課 介護相談窓口担当) TEL：03-6238-0177
行政機関	江東区福祉部介護保険課介護サービス利用相談窓口 TEL：03-3647-4319

11. 運営推進会議の設置

運営推進会議の目的	(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスに関して、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、介護サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	利用者、利用者の家族の代表、自治会長、民生委員、地域包括支援センター職員又は役所職員、事業所の管理者及び職員等
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

【説明日】

年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し、交付しました。

事業所 (所在地) 江東区深川 2-14-9

(名称) グループホームむつみ園

説明者 (氏名) 印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

身元引受人 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印